## 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時:令和2年11月13日(金)

議 題: 香川県三豊市の家きんにおける鳥インフルエンザ

の疑似患畜の発生について

#### 令和2年11月5日

#### (鳥インフルエンザ事案)

#### 総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請する とともに、予防措置について適切な指導・支 援を行うこと。
- 〇 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 〇 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

# 関係府省庁連絡会議(局長級)資料

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について・・・ 1

2 総理指示 --- 3

3 対応方針 ••• 4

4 防疫措置状況 \*\*\* 5

5 輸出への影響 ・・・ 6

令和2年11月13日

農林水産省

## 1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について①

### <u>(1)国内1例目の概要</u>

①場所・飼養規模: 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約32万羽

②周辺農場 : 3km圏内 26戸・189万羽 、 3km-10km圏内 89戸・273万羽 、 合計 115戸・462万羽

3発生経緯

- ・11月4日(水)、約2千羽の鶏が死亡したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日 18時00分、簡易検査陽性と判明。
- ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、5日(木)6時00分に疑似患畜と確定。

#### <u>(2)国内2例目の概要</u>

①場所・飼養規模 : 香川県東かがわ市の養鶏場(採卵鶏)、約4.6万羽

②周辺農場 : 3km圏内 3戸・16万羽 、 3km-10km圏内 9戸・51万羽 、 合計 12戸・67万羽

③発生経緯

- ・11月7日(土)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、 同日14時30分、簡易検査陽性と判明。
- 動物衛生研究部門がPCR検査を実施し、国による確認の結果、8日(日)9時00分に疑似患畜と確定。

## 1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について②

### <u>(3)国内3例目の概要</u>

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.1万羽

②周辺農場 : 3km圏内 31戸・141万羽 、 3km-10km圏内 75戸・292万羽 、 合計 106戸・433万羽

3発生経緯

- ・11月10日(火)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、 同日16時00分、簡易検査陽性と判明。
- ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、11日(水)4時00分に疑似患畜と確定。

#### <u>(4)国内4例目の概要</u>

①場所・飼養規模: 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.1万羽

②周辺農場 : 3km圏内 20戸・134万羽 、 3km-10km圏内 92戸・294万羽 、 合計 112戸・428万羽

3発生経緯

- ・11月12日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、 同日14時00分、簡易検査陽性と判明。
- ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、13日(金)3時40分に疑似患畜と確定。

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、 予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 〇 現場の情報をしつかり収集すること。
- 〇 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、

農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、

徹底した防疫措置を迅速に進めること。

○ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

## 3 対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 葉梨副大臣を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。(国内1例目発生時)
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会**家きん疾病小委員会を開催**し、防疫対策に必要な技術 的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水 産省等の専門家を現地に派遣。
- 7 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8「疫学調査チーム」の派遣。
- 9 全都道府県に対し、飼養衛生管理の強化の再徹底(①早期発見及び早期通報の徹底、②防鳥 ネット設置・車両出入りの厳重管理、③農場消毒の再徹底)を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

## 4 防疫措置の進捗状況

#### (1)主な進捗状況

- <u></u>					
	場所	飼養羽数	殺処分	埋却	消毒
1	香川県 三豊市	317, 201স্থ	11月8日(日)23時34分 終了	11月11日(水)17時00分 終了	11月13日(金) 夕方 終了予定
2	香川県 東かがわ市	46, 259羽	11月9日(月)5時50分 終了	11月10日(火)18時50分 終了	11月12日(木) 14時00分 終了
3	香川県 三豊市	10, 587羽	11月11日(水)22時50分 終了	11月14日(土)夕方 終了予定	11月15日(日)夕方 終了予定
4	香川県 三豊市	10, 506羽	11月13日(金)5時00分 開始	殺処分後実施	殺処分後実施

防衛省・自衛隊による殺処分等への御協力があり、迅速に防疫措置を完了。

#### (2)車両消毒ポイント

香川県内:12箇所設置 徳島県:6箇所設置

#### (3) 防疫作業への支援

#### ①作業員動員状況

単位:人

		農林水産省				
	自衛隊	動物検疫所	動物医薬品 検査所	農政局	家畜改良 センター	他都道府県
延べ人数	1, 644	37	7	292	16	38

#### ②資材供給状況

県の要請に応じ、動物検疫所、(独)家畜改良センター、他の都道府県から、防護服、ゴーグル、 手袋、マスク、フレコンバッグ、医療用廃棄物容器等の資材を県に供給済み。

## 5 輸出への影響

#### (1)輸出一時停止の経緯

11月5日、香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、同日から、日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止。

#### (2)輸出再開に向けた協議

11月5日に輸出相手国当局に対し、輸出再開に向けたレターを発出済み。地域主義(※)の適用等を活用した早期の輸出再開を目指す。

※地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

#### (3)協議状況

①香港:11月6日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉及び卵の輸出を再開。

②ベトナム:11月12日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉及び卵の輸出を再開。

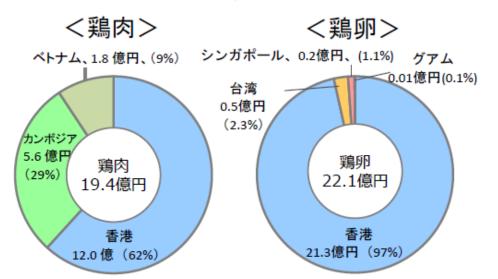
③シンガポール:11月9日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉及び卵の輸出を再開。

④米国:11月11日、香川県以外で生産及び処理され、かつ香川県を経由していない家きん卵の輸出を再開。

※カンボジア : 日本国内で流通している家きん肉・肉製品のカンボジアへの輸入が認められており、

今般の発生後、カンボジア当局にも一報の上、輸出を継続。

#### 【参考:鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2019年)について】



## まきんにおける 高病原性 鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 に係る環境省の対応について

環 境 省

香川県三豊市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確 認への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県 及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県等と連携し、現地周辺の野鳥に関 する情報収集を指示。
- 〇 香川県等と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急 調査を実施する予定。

#### ※参考:香川県三豊市、東かがわ市における家きんでの発生を受けての対応

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の
				設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日~8日	11月5日
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日~11日	11月8日
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日~14日	11月11日

#### <野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10 月~翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の 糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥イン フルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施(野鳥サーベイラン ス)。
- 今シーズンは現時点で、野鳥糞便において北海道、鹿児島県でそれぞれ 1例の高病原性鳥インフルエンザウイルス (それぞれ H5N8 亜型、H5 亜型)、が確認されている。

	場所	検体	検出日
1	北海道紋別市	野鳥糞便※1	10月30日
2	鹿児島県出水市	環境試料※2	11月13日

- ※1 北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの
- ※2 鹿児島大学で実施した検査のために採取されたもの
- ○国内の複数箇所で発生が確認されているため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥の監視を強化中。
- 野鳥糞便及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認 された各地点の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。北 海道及び香川県が野鳥監視重点区域内における緊急調査等を実施して いるが、これまでのところ、野鳥での異常は確認されていない。